

病院への緊急支援を求める意見書

地域医療を担う病院は、救急患者の受入れや開業医、介護施設との連携に力を入れ、地域住民の健康を守るべく日々奮闘している。

しかし、物価高騰や賃金の急激な上昇も影響し、地域住民を守るための病院経営は非常に厳しい状況におかれている。

医療は、診療報酬という公定価格で価格が決められており、各病院は物価上昇分を価格転嫁できない環境にある。

令和6年度に診療報酬改定が行われたが、物価は3%弱上昇し、職員の処遇改善が求められた環境にもかかわらず、本体改定率は0.88%と非常に低く設定され、薬価の引下げを含めると実質マイナスとなる非常に厳しい改定であった。

過去のデフレ時代から継続されている社会保障関連費の伸びを高齢化の伸びの範囲内に抑制するという財政制約が、物価や人件費が上昇する環境下にもかかわらず踏襲された結果、病院の経営状況は悪化している。

特に、公的医療機関においては、不採算と言われる分野も請け負っている中で、小児や周産医療、また、救急医療や山間部における僻地医療に配慮した制度の拡充も実施されているが、実態として十分な支援措置とはなっておらず、経営の存続を考える上で、切り離すことも検討しなくてはならない事態となっている。

日本病院会・全日本病院協会・日本医療法人協会・日本精神科病院協会・日本慢性期医療協会・全国自治体病院協議会の6団体の緊急調査報告（令和7年3月）によると、医業利益ベース（6～11月合計）で赤字の病院は診療報酬改定前64.8%（令和5年）から改定後69.0%（令和6年）とさらに悪化しており、このままでは全国各地で経営破綻を迎える病院が出てくことも懸念され、地域医療は今、危機的な状況にあることが示されている。

地域医療を守るため、厳しい経営環境におかれている病院を、国において、緊急的に支援していくことを強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和7年7月10日

静岡県静岡市議会

衆議院議長 宛て

参議院議長 宛て

内閣総理大臣 宛て

厚生労働大臣 宛て

財務大臣 宛て